

広島県告示第五百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十七年九月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年八月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

中大迫清田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市倉橋町字小泊九四八〇番一地从先から 呉市倉橋町字小泊九四七二番一地从先まで			四・五〇〇八 ・五〇	一六九・〇〇	
			六・七〇〇二 二・三〇	一六一・五〇	拡幅